

# 年金特別徴収Q & A ～よくあるお問い合わせ～

## 1 年金特別徴収制度に関して

●年金特別徴収とはどんな制度ですか？また、対象となるのはどのような場合ですか？

⇒①公的年金等の支払者（日本年金機構など）が、納税者の皆様に支給する公的年金から住民税を天引きし、納税者の皆様に代わって市へ納付する制度です。

②対象となる方は、『4月1日現在において65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金に係る住民税の納税義務のある方』です。

●年金特別徴収を行う根拠は何ですか？

⇒地方税法第321条の7の2において、公的年金に係る個人住民税については、年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」と定められています。

また、これを受け鈴鹿市税条例第47条の2にも定められています。

## 2 徴収方法の希望について

●公的年金からの特別徴収を希望しない場合、個人納付に変更することはできますか？

⇒本人の希望による徴収方法の変更はできません。

●公的年金以外に給与所得があります。

公的年金に係る住民税についても、まとめて給与から特別徴収できますか？

⇒給与から特別徴収することはできません。公的年金に係る住民税については、公的年金から特別徴収することになっています。

●公的年金以外に不動産所得があります。

不動産所得に係る住民税についても、公的年金から特別徴収されますか？

⇒公的年金からは特別徴収されません。不動産所得に係る分は個人納付（普通徴収）となります。

### 3 異動があった場合について

●給与所得があり、勤務先から住民税を特別徴収されていますが、退職した場合はどうなりますか？

⇒退職により給与から特別徴収できなくなった税額は、個人納付（普通徴収）に切り替わります。公的年金から特別徴収される税額に変更はありません。

●公的年金から特別徴収されていた本人が死亡した場合はどうなりますか？

⇒住民税の公的年金からの特別徴収は中止になります。公的年金から特別徴収できなくなった残りの税額は、納税義務を承継された方に納めていただきます。

●確定申告などで、年度途中で税額が変更になった場合はどうなりますか？

⇒公的年金からの特別徴収税額を変更します。

※変更の内容によっては、給与から特別徴収される税額や普通徴収額にて調整される場合もあります。

### 4 その他

●公的年金以外に給与所得があり、公的年金と給与の両方から住民税が特別徴収されています。2重に税額を負担していることになりませんか？

⇒2重に負担することはありません。これまでと同じ税額の計算方法で年税額を算出し、公的年金に係る分は公的年金から、給与所得に係る分は給与からそれぞれ特別徴収されることとなります。納税通知書は二種類になりますが、税額の負担が増えることはありません。

●平成28年10月から年金特別徴収制度に関する法律が改正になったと聞きましたが、何が変わったのですか？

⇒公的年金を受給されている方の納税の便宜や、市町村における徴収の効率化を図る観点から、次の通り制度が改正されました。

①毎年、住民税は6月に賦課決定するため、4月、6月、8月に公的年金から特別徴収される住民税額は、前年度の2月と同じ税額を仮の税額として天引きし、10月以降の天引き額で調整していました。しかし、前年度と比べて税額が大きく変わった場合、天引きする税額に大きな差が生じるため、問題となっていました。このため、4月、6月、8月に仮で天引きする税額の算出方法が変わりました。

②年度の途中で転出や税額が変更した場合は、公的年金からの特別徴収を中止し個人納付にすることとされていましたが、一定の要件の下で特別徴収を継続できるようになりました。